

# —参考資料編—

兵庫県内市町水道事業体における地域別の現状と課題

第2回 兵庫県水道事業のあり方懇話会

1

## 目次

- (1) 広域連携の分類
- (2) 技術支援体制の事例
- (3) 小規模水道への支援

2



## (1) ②奈良県 (エリア別広域連携)

- ✓ 県内を特徴毎に3エリアに区分
- ✓ 各エリアで特徴に応じて垂直連携や水平連携を検討



5

## (1) ③埼玉県 (一部事務組合を活用)

- ✓ 県内の一部地域 (4事業体) において水平統合を検討
- ✓ 組織は一部事務組合の制度を活用



(出典) 平成27年度水道技術管理者研修 講演資料「秩父地域における水道広域化の取組みについて」より抜粋

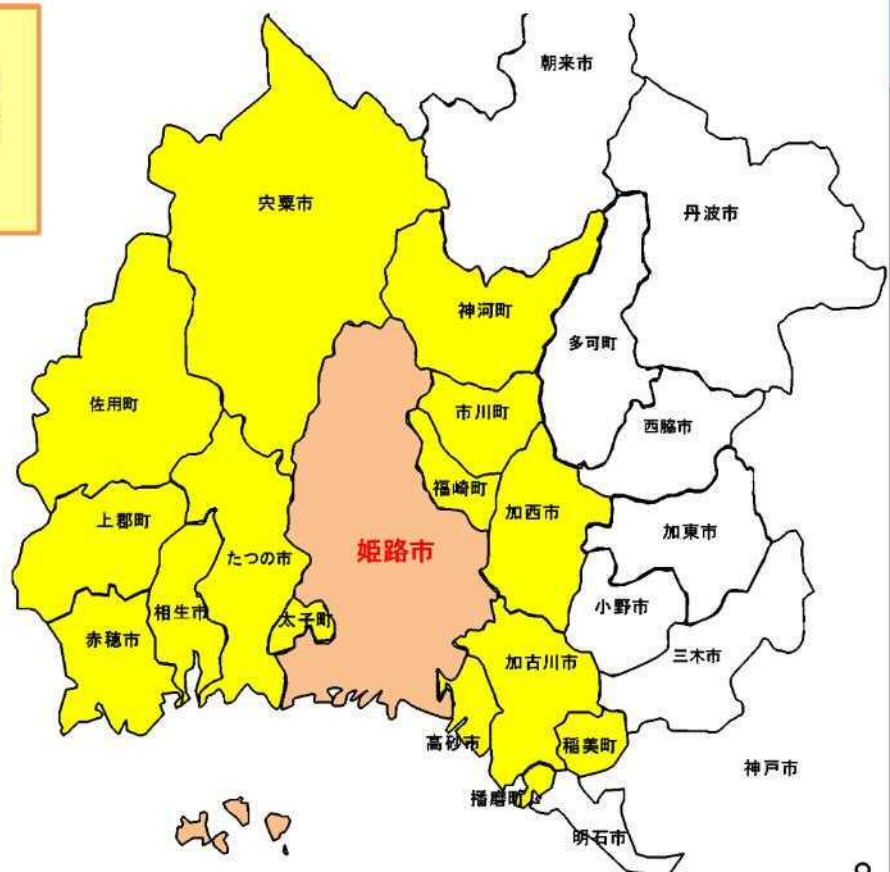
6

# (参考) 各制度の概要

名称	概要・意義	事例
連携中枢都市圏	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成	・ 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市を中心とする15市町)
定住自立圏	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。	・ 北はりま定住自立圏 (加西市、加東市、西脇市、多可町)
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体	・ 淡路広域水道企業団 ・ 西播磨水道企業団 ・ 但馬広域行政事務組合

## (1) ④姫路市 (連携中枢都市圏)

✓ 姫路市が「連携中枢都市」となり、播磨圏域での連携を検討

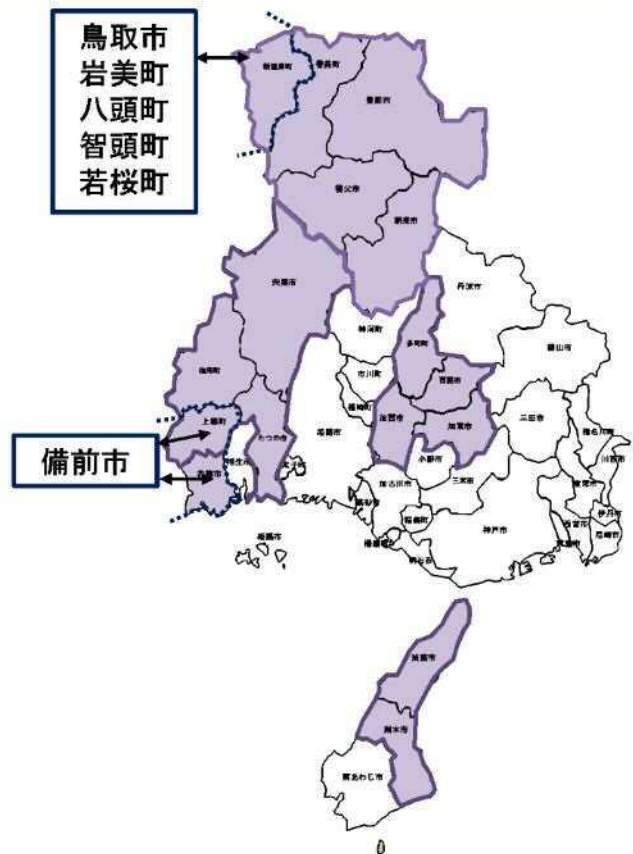


# (1) ⑤県内各市（定住自立圏）

✓ 県内各市で定住自立圏形成協定が結ばれている。

名称	組織団体名 (下線は中心市)	備考
東備西播 定住自立圏	岡山県備前市 赤穂市、上郡町	
北はりま 定住自立圏	西脇市、多可町	取組に水道事業を含む
北播磨広域 定住自立圏	加西市、加東市 西脇市、多可町	取組に水道事業を含む
鳥取・因幡 定住自立圏	鳥取県鳥取市 〃 岩美町、〃 若桜町 〃 智頭町、〃 八頭町 新温泉町	
但馬 定住自立圏	豊岡市、養父市 朝来市、香美町 新温泉町	
淡路島 定住自立圏	洲本市、淡路市	
たつの市 定住自立圏形成協定	たつの市、宍粟市 佐用町、上郡町	

(出典) 兵庫県市町要覧より



# (参考) 兵庫県水道の企業団・事務組合

**播磨高原広域事務組合**  
たつの市、上郡町、佐用町に  
位置する播磨科学公園都市の  
上水道事業

**淡路広域水道企業団**  
南あわじ市、洲本市、淡  
路市の上水道事業

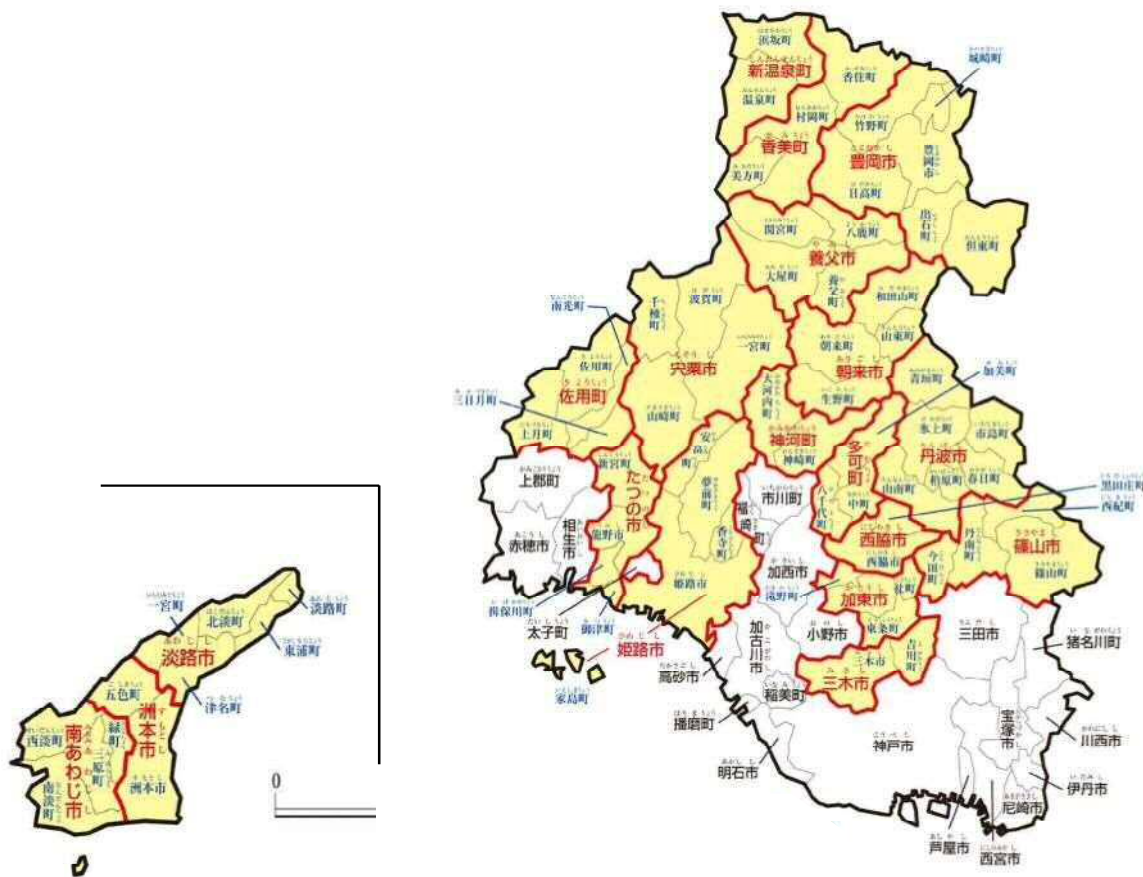


**西播磨水道企業団**  
相生市、たつの市の一部地域  
の上水道事業

**阪神水道企業団**  
神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋  
市の用水供給事業



## (参考) 兵庫県の市町合併



11

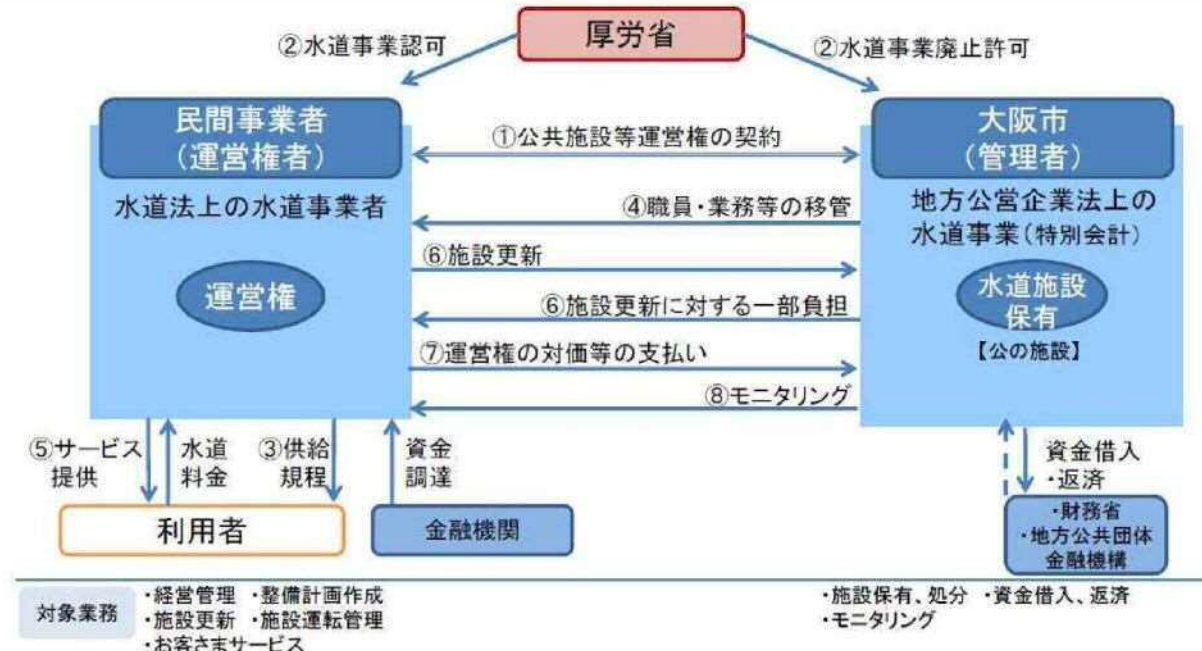
## (2) 技術支援体制の事例

- ①大阪市（公共施設等運営権制度の活用）
- ②広島県（公民による共同出資会社）
- ③奈良県（簡易水道への技術支援）
- ④大阪広域水道企業団（業務の共同化）

12

## (2) ①大阪市(公共施設等運営権制度の活用)

- ✓ 大阪市＝施設保有者として公の施設（地方自治法）を保有し、運営権を民間事業者へ付与
- ✓ 民間事業者＝水道事業認可を取得し、料金の直接収入から維持管理、施設更新まで認可上認められた水道事業を実施



(出典) 水道事業における公共施設等運営権制度の活用について(実施プラン案) (平成27年8月修正版 大阪市水道局) より<sup>13</sup>

## (2) ②広島県 (公民による共同出資会社)

- ✓ 民間出資が50%を越える民間主導のSPC (官民) による水道事業の受託
- ✓ 対象業務は施設 (浄水場等) 及び管路 (送水管) の運転・管理



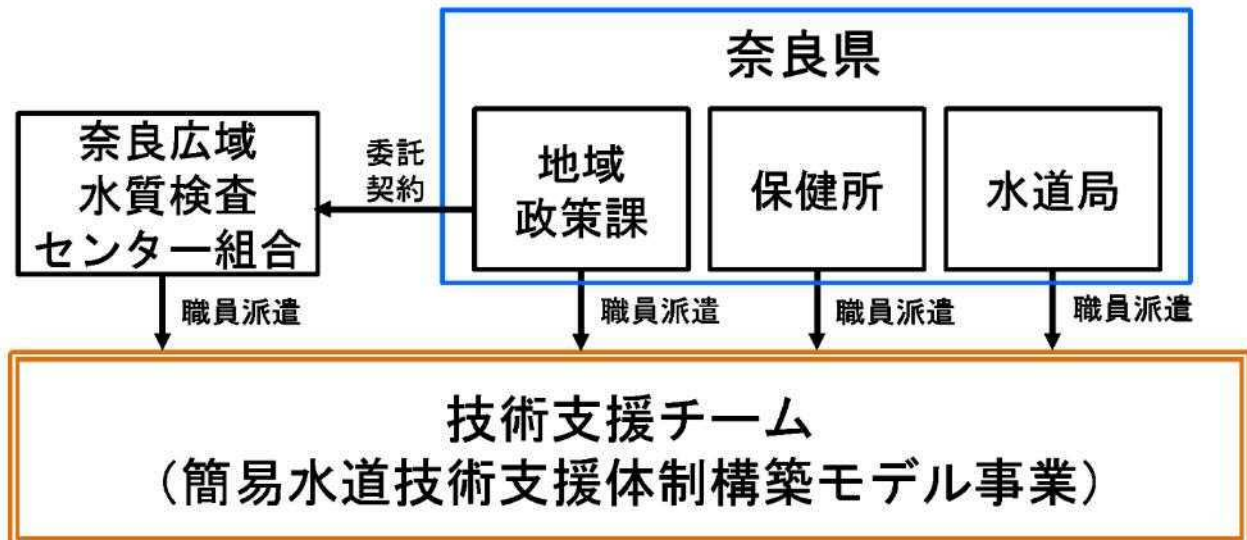
※SPC・・・特定（特別）目的会社(Special Purpose Companyの略)。PFIにおいては事業に参画しようとする複数の企業等が共同でSPCを設立し、当該SPCがPFI事業の実施主体となる場合が多い。

※PFI・・・Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、修繕等の業務について、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施するもの。

(出典) 大阪市水道局HPより

## (2) ③奈良県（簡易水道への技術支援）

- ✓ センター組合と奈良県水道局と県の4つの保健所で構成するチームによる簡易水道事業への技術的な支援を行う。
- ✓ 現在は施設管理のマニュアル化、改善提案や水質課題の解決などをモデル事業として実施している。



※奈良広域水質検査センター組合

・・・奈良県及び奈良市を除く水道事業者で水質検査業務を共同処理する一部事務組合

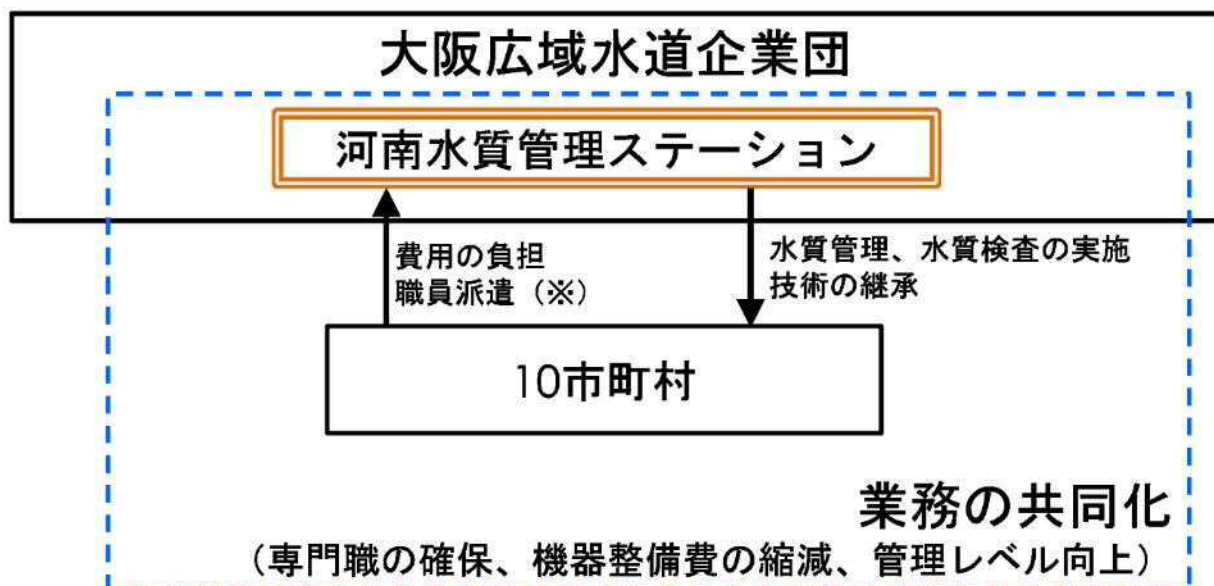
(出典) 奈良県へのヒアリングにより事務局でイメージを作成

15

## (2) ④大阪広域水道企業団（業務の共同化）

- ✓ 広域化の推進に向けたステップ1として業務の共同化を推進している。
- ✓ 企業団と10市町村が連携して水質検査・管理を共同実施
- ✓ 河南水質管理ステーションに職員を派遣する（※）

※ただし、平成28年度は派遣職員なし



(出典) 大阪広域水道企業団へのヒアリングにより事務局でイメージを作成

16



## (3) 小規模水道への支援①総務省(調査研究会)

### 公営企業の経営健全化等に関する調査研究会 ～条件不利地域における水道事業のあり方について～

#### 目的

条件不利地域における水道事業の実態について調査し、その課題等を把握・分析することを通じ、今後の水道事業の経営健全化等に必要な施策についての調査・検討を行う。

#### スケジュール

回数	時期	内容	
第1回	6月3日	現状・課題等の整理	・水道事業の現状と課題について整理 ・簡易水道事業統合等に関する状況調査の方向性
第2回	7月15日	実態把握	・自治体ヒアリング（2団体程度）
第3回	8月		・自治体ヒアリング（1団体程度） ・現地調査結果の説明
第4回	9月	課題のとりまとめ 施策の方向性	・簡易水道事業統合等に関する状況調査の結果報告 ・課題の抽出、整理 ・今後のあり方、支援策の方向性 ・報告書（骨子）の審議
第5回	10月	最終とりまとめ	・報告書（案）の審議